



東北大学における安全保障輸出管理 2020年度活動報告書

2021年3月

国立大学法人東北大学

はじめに

東北大学では、2010年3月に安全保障輸出管理規程を制定して安全保障輸出管理を本学のコンプライアンス活動に組み込み、輸出管理体制を構築して以来、学内外の関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、実効的な輸出管理の実践に努めてまいりました。

本活動報告書は、2020年度における本学の安全保障輸出管理に係る活動状況を取りまとめたものです。

安全保障輸出管理は、軍事転用可能な高度な貨物や技術が、大量破壊兵器を開発している国などに渡らないよう、これらの国への輸出について、先進国を中心とした国々で協調して防止するための取組です。

大学においては、研究成果や研究資機材が大量破壊兵器の開発等に利用されないように「貨物の輸出」や「技術の提供」について管理することで、自由な教育・研究環境を保障し、グローバルな教育研究活動を支援するものになります。

本学は、2018年に東北大学ビジョン2030を策定し、「最先端の創造、大変革への挑戦」を掲げ、さらに、2020年に東北大学ビジョン2030のアップデート版として東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略を策定し、東北大学ビジョン2030の実現の加速とニューノーマルを見据え社会変革を先導する大学を目指すこと掲げ、世界で活躍する人材の育成や世界トップレベルの研究の推進等、様々な取組を展開しております。一方で、国際的な教育プログラムの創出や、国際研究拠点形成の推進は、意図せざる技術流出を引き起こしかねず、輸出管理を含め関係法令の順守やリスクマネジメントについても高いレベルでの管理が必要となります。

輸出管理は、大学におけるグローバルな教育研究活動を法的・社会的リスクから守り、安心できる教育研究活動を保証するための手続きになりますので、大学におけるリスクマネジメントの一環であるにとらえ、教育研究活動の日常的なものと認識し、主体的な管理を実施していく必要があると考えます。

末筆ではありますが、本報告書が本学における安全保障輸出管理の理解の一助となると同時に、我が国の大学等における安全保障輸出管理の制度の普及や課題共有と取組の追求に若干でも寄与できれば幸いです。

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理統括責任者

理事・副学長（総務・財務・国際展開担当） 植木 俊哉

東北大学における安全保障輸出管理

２０２０年度活動報告書

目 次

第1章 活動状況	1
第2章 判定手続等の取扱実績	4
第3章 調査	10
第4章 教育・普及啓発活動	10
第5章 監査	11
第6章 学外との連携活動等	14

資料

1. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程	17
2. 東北大学安全保障輸出管理体制図	26
(参考資料1) 本部責任者等名簿(2021.3.31現在)	27
(参考資料2) 委員会名簿(2021.3.31現在)	28
(参考資料3) 委員会アドバイザー名簿(2021.3.31現在)	30
(参考資料4) 輸出管理アドバイザー名簿(2021.3.31現在)	31
(参考資料5) 輸出管理担当者名簿(2021.3.31現在)	32
3. 基本フロー図	34
4. 判定手続のフロー図	35
5. 終了前確認チェックフロー図	36
6. 「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」2020年度教員全学講習会資料	37

第1章 活動状況

本学では、2010年3月に安全保障輸出管理体制が発足して以降、国際的な平和及び安全の維持を目的とした外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）を遵守するとともに、大学の国際化や研究環境の変化等、本学の実情に即した輸出管理の制度構築および運用について、様々な取り組みを行ってきた。

以下、Ⅰにおいて2020年度に行った改善・充実のための種々の取り組みのうち主なものを紹介し、また、Ⅱにおいては委員会の実施状況、本学の輸出管理の状況を報告する。

Ⅰ. 改善・充実のための主な取り組み

2020年度に行った改善・充実のための主な取り組みは以下のとおりである。

1. けん制体制（教員に対する事務サポート）の充実・強化

本学では、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」）におけるけん制体制（教員に対する事務サポート）の充実・強化のため、事務関係部署との連携等に関する様々な活動を行っている。

【取り組み】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響による留学生等の受入に係る変更等について、関係部署（留学生課、国際企画課及び部局）と連携して情報を共有することで、適切な輸出管理を行った。
- ・留学生等の在留資格認定証明書交付申請書に係る出入国在留管理局からの照会等については、国際交流サポート室と安全保障輸出管理室が連携し対応することとし、部局対応等の負担軽減となるように努めた。

2. 安全保障輸出管理委員会の運営改善

本学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」）は、開催形式と書面形式による委員会審議、講習会等の普及・啓発活動及び監査を行っており（Ⅱ. 委員会の活動状況を参照）、2020年度の運営改善に関する取り組みは以下のとおりである。

【取り組み】

- ・委員会は、新型コロナウイルス感染拡大への対応としてすべて書面形式で実施した。
- ・事前審査については、原則、開催形式（オンライン）により実施しているが、懸念区分と本学で実施する研究内容に大きな乖離がある場合には事前審査を書面形式で実施することで申請教員への負担を軽減する対応を始めた。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、教員講習会と実務担当者向け講習会を初めてオンラインで実施した。教員講習会については、録画し、安全保障輸出管理室ホームページに掲載することでいつでも視聴できるようにした。

3. その他

上記のほか実施した取り組みは以下のとおり。

- ・ 本学における事務オンライン化宣言等を踏まえて、業務の DX 化の推進の一環として、部局決裁済の輸出管理シートの提出を紙媒体から Google ドライブにアップロードする方法に変更した。

Ⅱ. 委員会の活動状況

2020年度の安全保障輸出管理委員会の活動は以下のとおりである。

【委員会等】

- ・ 概ね1回／月開催（書面形式）、本委員会前に委員長、副委員長及び輸出管理マネージャーによる事前審査を実施。
- ・ 委員会での主な審議は、規程細則等の改正関係、懸念先からの受入れ等。

【普及・啓発活動】

- ・ 教員向け講習会及び事務担当者向け説明会を1回／年開催。（詳細については第4章を参照）。

【監査・評価活動】

- ・ 9月～10月にかけて一次監査（書面監査）及び二次監査（実地監査）を実施（詳細については第5章を参照）。

● 2020年度安全保障輸出管理委員会活動状況

年月	委員会等	普及・啓発活動	監査・評価活動
2020年 4月	4/3 事前審査 第1回委員会（書面）		
5月	事前審査（書面） 第2回委員会（書面）		
6月	6/10 事前審査 第3回委員会（書面）		
7月	7/9 事前審査 第4回委員会（書面）		
8月	休会		
9月	休会		定期監査
10月	10/14 事前審査 第5回委員会（書面）	10/1 教員全学講習会（工学部）	定期監査
11月	11/17 事前審査 第6回委員会（書面）		
12月	12/11 事前審査 第7回委員会（書面）	12/8 教員全学講習会(オンライン) 12/10 実務担当者講習会兼輸出 管理担当者研修会(オンライン)	
2021年 1月	1/14 事前審査 第8回委員会（書面）		
2月	2/8 事前審査 第9回委員会（書面）		
3月	休会		

第2章 判定手続等の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、判定手続等の取扱実績を件数ベースで説明する。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて段階的に手続書類（輸出管理シート）に記入する項目を増やし、判定手続きについても同様に取引の懸念性の度合いに応じた審査体制を構築し慎重な審査を実施している（濃淡管理の実施）。

I. 判定手続等の構成

1. 入口管理

①判定手続（詳細は資料4参照）

懸念性	低い	比較的高い	高い
審査	事前確認	該非判定及び取引審査	委員会審査
承認及び判定	部局限りで承認	部局判定に加え 輸出管理室において内容確認	委員会にて審議、最終的には統括責任者が承認
相手先	懸念先を除く国	懸念先を除く国	懸念先出身者及び在籍者（過去に在籍した者を含む）
判定基準	・公知の技術 ・例外規定に該当 ・非該当証明書取得済	・例外規定に該当しない ・非該当証明書を取得していない貨物	・輸出貨物及び提供技術の内容如何に関わらず実施

・委員会審査について

懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
高 High-risk: 転用可能性が相対的に高い重大なケース	部局管理責任者（部局長）	委員長・副委員長・マネージャー （事前審査を実施）	安全保障輸出管理委員会、統括責任者（理事・副学長）



2. 中間管理

①再判定手続

上記 1. の判定手続を終えて取引を開始するまでの間、又は取引を開始した後、以下に該当する場合には改めて上記 1. の判定手続を行う。

- 1) 提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合。
- 2) 受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に指定された場合。

3. 出口管理

①終了前確認

上記 1 又は 2 の手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間（判定手続における審査の対象期間）終了後の進路先が確定した場合には、受入者である教員等は、原則として終了予定日の遅くとも 1 月前までに、終了前確認チェックフロー図（資料 5 参照）に従い終了前確認を行う。

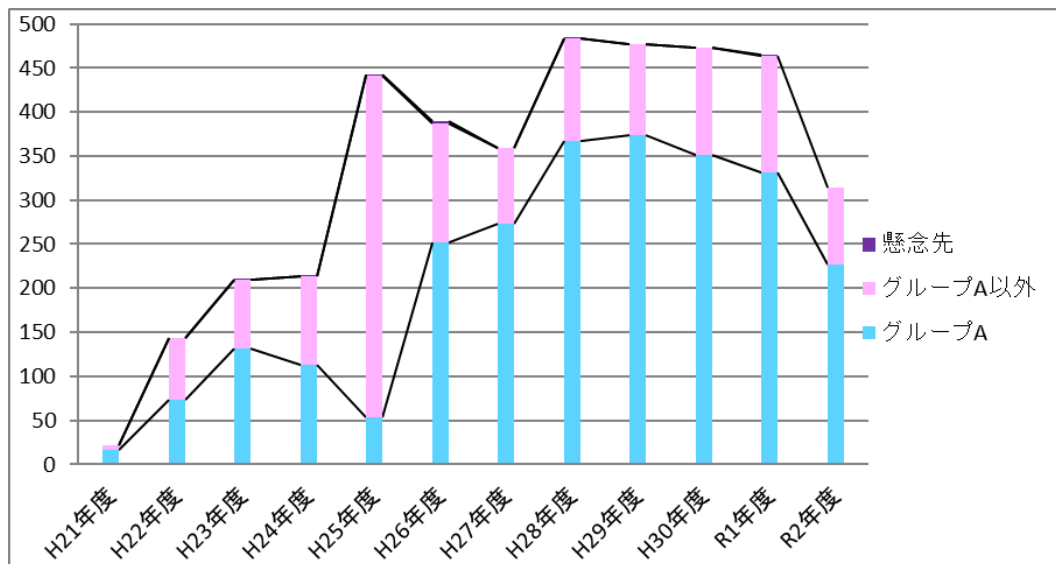
Ⅱ. 取扱実績

1. 判定手続の取扱実績

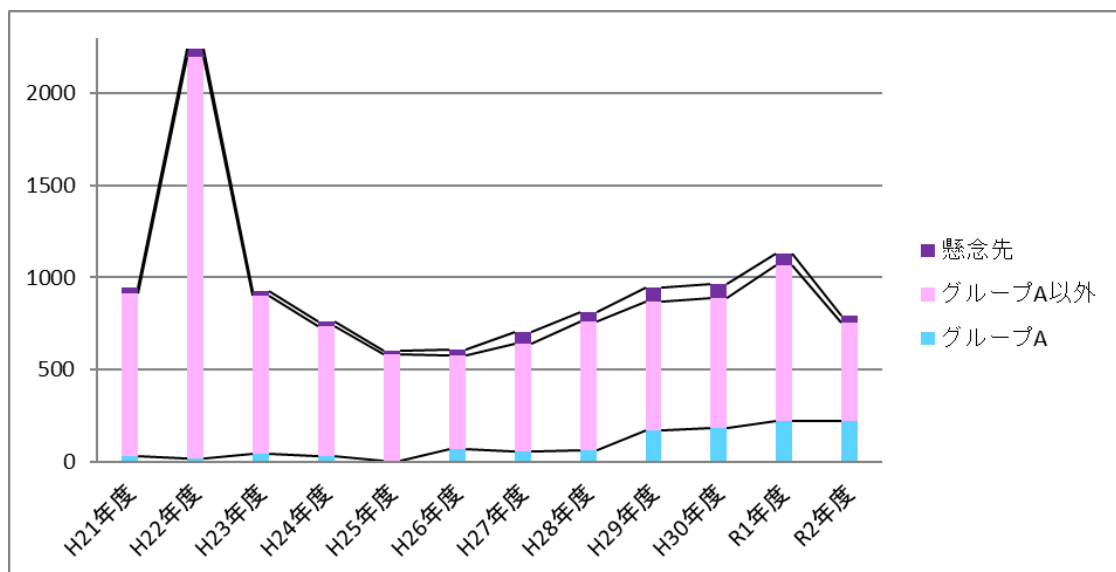
① 判定手続き件数推移

種別	提供先所在国	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
貨物	グループA	16	73	132	113	53	252	273	367	374	351	331	227
	上記以外	6	71	77	100	388	135	86	116	103	122	134	87
	懸念先	0	0	1	1	1	2	0	1	0	0	1	1
	計	22	144	210	214	442	389	359	484	477	473	466	315
役務	グループA	31	20	41	31	7	68	55	66	171	183	221	222
	上記以外	881	2175	858	708	579	511	588	693	700	704	843	533
	懸念先	35	49	30	20	19	28	64	51	74	76	67	41
	計	947	2244	929	759	605	607	707	810	945	963	1131	796
合計		969	2388	1139	973	1047	996	1066	1294	1422	1436	1597	1111

・貨物



・役務



② 2020年度取扱件数及び判定結果

種別	提供先所在国	件数	リスト規制該当		リスト規制非該当
			経産省への許可申請案件	一般包括許可適用案件	
貨物	グループA	227	0	1	226
	上記以外	87	4	—	83
	懸念先	1	0	—	1
	計	315	4	1	310
役務 (受入、技術提供)	グループA	222	0	1	221
	上記以外	533	2	—	531
	懸念先	41	0	—	41
	計	796	2	1	793
合計		1111	6	2	1103

③ 2020年度月別取扱件数

●懸念先以外を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	55	58	88	66	73	37	39	46	67	98	50	56	733
貨物の輸出(非該当証明書)	0	1	2	0	1	2	2	1	0	0	0	0	9
技術の提供・受入れ(例外規定)	55	57	86	66	72	35	37	45	67	98	50	56	724

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	10	10	18	12	21	23	16	17	22	11	22	13	195
貨物の輸出	8	6	16	12	18	22	12	14	15	10	20	11	164
(内訳) 輸出許可申請必要	1	1				1							3
(内訳) 一般包括許可適用												1	1
(内訳) 輸出許可申請不要	7	5	16	12	18	21	12	14	15	10	20	10	160
技術の提供・受入れ	2	4	2	0	3	1	4	3	7	1	2	2	31
(内訳) 役務取引許可申請必要		1						1					2
(内訳) 一般包括許可適用	1												1
(内訳) 役務取引許可申請不要	1	3	2	0	3	1	4	2	7	1	2	2	28

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	2	2	8	13	12	15	12	16	16	15	19	11	141
(内訳) 輸出許可申請必要				1									1
(内訳) 一般包括許可適用													
(内訳) 輸出許可取得不要	2	2	8	12	12	15	12	16	16	15	19	11	140

●懸念先を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会開催回	1回	2回	3回	4回	-	-	5回	6回	7回	8回	9回	-	
統括責任者の最終確認を経て承認した案件	3	2	4	5			2	5	3	4	1		29
貨物の輸出													0
技術の提供・受入れ(研究テーマの変更を含む)	3	2	4	5			2	5	3	4	1		29
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	3	2	4	2			1	4	3	3			22
(内訳) 軍事・国防関連機関				2				1		1			4
(内訳) 懸念国				1			1				1		3
(内訳) 国連武器禁輸国・地域													0
全学管理責任者裁定により承認した案件	3	0	2	1	3		1	0	0	0	1	2	13
貨物の輸出											1		1
技術の提供・受入れ	3	0	2	1	3		1	0	0	0	0	2	12
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	2		1		1							1	5
(内訳) 軍事・国防関連機関							1						1
(内訳) 懸念国	1		1	1	2							1	6
(内訳) 国連武器禁輸国・地域													0
事前確認により取引を承認した案件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貨物の輸出(非該当証明書)													0
懸念先からの訪問者等の受入れ(誓約書提出)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関													0
(内訳) 軍事・国防関連機関													0
(内訳) 懸念国													0
(内訳) 国連武器禁輸国・地域													0
合計	6	2	6	6	3	0	3	5	3	4	2	2	42

●スーパーコンピュータ利用申請

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
居住性等を確認した案件	8	4	15	8	1	3	2	9	5	5	0	9	69
(内訳) 役務取引許可申請必要													0
(内訳) ホワイト包括許可適用													0
(内訳) 役務取引許可取得不要	8	4	15	8	1	3	2	9	5	5	0	9	69

2. 終了前確認の取扱実績

① 取扱件数推移

懸念先以外として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	1	4	0	0	0	0	1	0	5	11
帰国時の貨物持ち帰り	0	4	1	0	0	3	1	3	3	1	16
合計	0	5	5	0	0	3	1	4	3	6	27

懸念先として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
提供技術の追加・変更有	2	0	1	2	2	3	3	2	4	1	20
帰国時の貨物持ち帰り	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	29	17	24	36	45	32	26	23	34	21	287
合計	32	18	25	39	47	35	29	25	38	23	311

③ 2020年度月別取扱件数

●懸念先以外として受入れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	5
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
届出があったが上記いずれにも 該当しない届出	2	1	0	1	2	1	1	0	2	0	0	4	14
計	2	1	1	2	2	3	2	1	2	0	0	4	20

●懸念先として受入れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	0	2	1	2	1	3	0	1	2	1	6	2	21
計	0	2	1	2	2	3	0	1	2	1	6	3	23

第3章 調査

本学では、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行っている。それは、手続きの遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ低減させるため、また、取引の主体である教員等に輸出管理の意識の涵養を図ることを目的として実施しているものであるが、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で実施することが出来なかった。次年度は、実施する予定である。

第4章 教育・普及啓発活動

本学では、輸出管理の必要性並びに外為法等及び本学の管理体制・手続き等の内容を理解させるとともに、その確実な実施を図るため、安全保障輸出管理委員会が、教育の基本方針に基づき、教員等に対し計画的に教育を行うこととしている。

本学における教育及び普及啓発活動の内容については、以下のとおりである。

1. 教員全学講習会【委員会開催分】

① 教員全学講習会（上半期）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施することが出来なかった。

② 教員全学講習会（下半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

開催日時	会場・講師	参加人数
10月1日（木） 13:20～14:00	オンライン開催 講師：石山和志委員長 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	—
12月8日（火） 10:30～11:30	オンライン開催 講師：足立幸志副委員長	68名

2. 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

① 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会

開催日時	会場	参加人数
12月10日（木） 10:30～11:40	オンライン開催 講師：安全保障輸出管理室員	101名

3. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で実施することが出来なかった。

第5章 監査

本学では、本学における輸出管理が、外為法等及び本学の規程に基づき適正に実施されていることを確認するために、安全保障出管理委員会が、監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うこととしている。

定期監査の実施体制及び監査結果の概要のほか、その結果を踏まえた対応状況については、以下のとおりである。

I. 実施体制

(1) 実施期間

令和2年9月25日（金）～10月9日（金）

(2) 監査対象部局

【実地監査】

工学研究科、生命科学研究科、金属材料研究所、電気通信研究所（4部局）

（アンダーラインは教員ヒアリング実施部局）

【書面監査】

昨年度の監査の結果、「不適切事項」「対応要望事項」に相当する不備が確認された部局（3部局）

(3) 監査項目（主なもの）

- ①判定手続（事前確認、該非判定・取引審査）及び終了前確認の履行状況
- ②部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
- ③委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
- ④前年度の指摘に対する再発防止のための対応（書面監査対象）

(4) 監査方法

【実地監査】上記「(3) 監査項目①～③」について、ヒアリング及び事前に提出された名簿等から手続き状況について確認（オンライン）

【書面監査】上記「(3) 監査項目④」について、書面による対応状況の確認（オンライン）

(5) 監査対応

【実地監査】

○事務職員ヒアリング

本部：法務・コンプライアンス課長及び安全保障輸出管理室

部局：輸出管理担当者（※部局により、その他実務補助者）及び所定の担当係（係長等又は実務担当者）

○教員ヒアリング

本部：安全保障輸出管理委員会委員長、副委員長、法務・コンプライアンス課長及び
安全保障輸出管理室

部局：委員会審査案件等の申請教員及び部局輸出管理担当者

Ⅱ. 監査結果（概要）

1. 【実地監査】

ヒアリング及び事前に提出された名簿等から手続き状況についての確認による実地監査の結果は、以下のとおり。

【1】事務職員ヒアリング

（1）優れた取組み・・・2件（1テーマ）

○判定手続の遺漏防止に関するもの	
	所属教員が兼務している研究科学生の在籍状況を把握のうえ、輸出管理手続きの実施確認を徹底している。【金属材料研究所】
	研究所共同プロジェクト研究の申請システムに、研究組織に海外の研究者を含む場合、安全保障輸出管理に関する手続きを行う旨、確認のチェック項目をシステムに組み込んでいる。また、同プロジェクト研究の事務手引きには、取引の具体例を挙げて留意事項等の周知を行っている。【電気通信研究所】

（2）改善要請事項・・・該当なし

（3）不適切事項・・・2件（1テーマ）

○判定手続きの履行に関するもの	
現 状	教員が取引を行おうとするときは、輸出管理シートに基づき外為令の例外規定への該当の有無等について確認を行い、部局管理責任者の事前確認を得なければならないが、留学生の受入に当たって、安全保障輸出管理規程第20条及び細則第5条に基づく輸出管理手続きを実施していない事例があった。【2部局】
指摘事項	留学生の受入れについて、所定の担当係及び輸出管理担当者は、輸出管理手続き実施の可否を相互に確認し、輸出管理手続きの遺漏防止を徹底すること。

（4）対応要望事項・・・該当なし

【2】教員ヒアリング

委員会案件として対応した海外からの受入れを行っている教員に対して、受入後の状況や手続き等について確認を行った。対象教員の研究室において、いずれも受入れに関する適切な管理ができていることを確認した。

2. 【書面監査】

昨年度の監査において、指摘事項が付された3部局いずれの部局も再発の防止のため適切に事後対応を行っていることが書面監査で確認できた。

第6章 学外との連携活動等

1. 学外における研修会等への参加

①経済産業省主催関係

- ・名称：令和2年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会①
開催日：令和2年11月30日（月）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室4名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

- ・名称：第4回東北地域大学輸出管理ネットワーク会議
開催日：令和2年12月7日（月）
会場：東北経済産業局（仙台）、オンライン
本学参加者：安全保障輸出管理室1名（会場参加）、3名（オンライン参加）

- ・名称：令和2年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会②
開催日：令和2年12月9日（水）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室4名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

②C I S T E C等主催関係

- ・名称：米国法の基礎と再輸出規制の実態
開催日：令和3年1月21日（木）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：米国再輸出規制法の内容と対応方法

③その他

- ・名称：輸出管理 DAY for ACADEMIA 2020
開催日：令和2年9月6日（日）～11月30日（月）WEB ビデオ配信
本学参加者：安全保障輸出管理室3名
内容：米国における大学の輸出管理等

2. 学外に向けた対応

- ・名称：令和２年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会①
開催日：令和２年１１月３０日（月）（オンライン）
講演者：佐々木孝彦 教授（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）
内容：大学の安全保障輸出管理における該非判定５Ｗ１Ｈ

- ・名称：令和２年度 東北地区国際交流担当職員研修
開催日：令和３年１月２８日（木）（オンライン）
講演者：菅原 隆 総務企画部法務・コンプライアンス課長兼安全保障輸出管理室長
（輸出管理マネージャー）
内容：東北大学における安全保障輸出管理（運用）について

○国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成22年1月27日

規第1号

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 管理体制（第5条—第12条）
- 第3章 安全保障輸出管理委員会（第13条—第19条）
- 第4章 手続（第20条—第22条）
- 第5章 管理（第23条—第26条）
- 第6章 危機管理（第27条）
- 第7章 教育（第28条・第29条）
- 第8章 監査（第30条）
- 第9章 懲戒（第31条）
- 第10章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本学の教員その他の職員（以下「教員等」という。）が行う技術（外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）の提供及び貨物（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸出に適用する。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく命令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交

換に伴うものを含む。

三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。

四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

五 部局 各研究科、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する各機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等及び組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等をいう。

六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。

九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（基本方針）

第4条 本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。

三 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

第2章 管理体制

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、総長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(安全保障輸出全学管理責任者)

第7条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させるため、安全保障輸出全学管理責任者（以下「全学管理責任者」という。）を置く。

2 全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

(安全保障輸出管理マネージャー)

第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置く。

2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。

(安全保障輸出管理室)

第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。

(安全保障輸出部局管理責任者等)

第10条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。

2 部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

3 部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

第11条 部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

3 輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等（前項の規定により複数の部局が合同で置く場合にあつては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の教員等）をもって充てる。

(安全保障輸出管理担当者)

第12条 部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者（以下「輸出管理担当者」という。）を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

2 輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあつては当該部局の部局管理責任者が指名する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあつては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

第3章 安全保障輸出管理委員会

(安全保障輸出管理委員会の設置)

第13条 本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項
- 二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項
- 四 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- 五 その他輸出管理に関する重要事項

(組織)

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
- 二 総務企画部長並びに総務企画部法務・コンプライアンス課長、総務企画部国際企画課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長及び財務部資産管理課長
- 三 輸出管理マネージャー
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第16条 委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第17条 第15条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第18条 第15条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第4章 手続

(事前確認)

第20条 教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定（外為令第17条第5項の規定をいう。）への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

(該非判定・取引審査)

第21条 教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるお

それがあつたものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引その他別に定める取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき次に掲げる確認を行い、別に定めるところにより、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者による該非判定及び取引審査を受け、その承認を得なければならない。

- 一 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。
 - 二 輸出令の例外規定の確認 前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第4条第1項の規定に該当するか否かを確認すること。
 - 三 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。
 - 四 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。
- 2 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

- 第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。
- 2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。
- 3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

第5章 管理

(調査)

- 第23条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものとする。

(技術の提供管理)

- 第24条 教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。
- 3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

- 第25条 教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了

し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。
- 3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書等の保存等)

第26条 教員等は、輸出管理の手続に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

第6章 危機管理

(通報及び報告)

第27条 教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を經由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について協議するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、取引審査において取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあつては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者にあつては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあつては統括責任者を經由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

第7章 教育

(教員等への教育)

第28条 外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

- 2 部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育)

- 第29条 教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

第8章 監査

(監査)

- 第30条 本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。

- 2 委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

第9章 懲戒

(懲戒)

- 第31条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

第10章 雑則

(事務)

- 第32条 輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規第151号）の定めるところによる。

(雑則)

- 第33条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、第26条第2項の規定は、平成21年11月1日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年4月13日規第55号改正）

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月13日規第73号改正）

この規程は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成22年11月9日規第94号改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年2月9日規第4号改正）

- 1 この規程は、平成23年2月9日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第20条又は第21条の規定により事前確認又は該非判定及び取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の手続は、改正後の第20条又は第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月11日規第94号改正）

この規程は、平成23年10月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月13日規第20号改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月8日規第64号改正）

この規程は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は平成24年2月1日から、改正後の第15条第2号の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月23日規第79号改正）

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月22日規第98号改正）

この規程は、平成26年4月22日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日規第129号改正）

この規程は、平成26年7月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月22日規第158号改正）

この規程は、平成26年12月22日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月28日規第70号改正）

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月26日規第60号改正）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、〔中略〕平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月25日規第98号改正）

この規程は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日規第126号改正）

この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定（「及び」を「、」に改める部分、「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所及び学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成30年1月30日から、改正後の同項の規定（「、教育情報学研究部」を削る部分に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月11日規第156号改正）

この規程は、平成30年9月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年4月23日規第86号改正）

この規程は、平成31年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月9日規第14号改正）

この規程は、令和元年7月9日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、令和元年7月1日から適用する。

東北大学安全保障輸出管理体制図

《 東北大学 》

最高責任者(総長)

統括責任者(理事・副学長)

《本部》

安全保障輸出管理委員会

委員長(全学管理責任者)

副委員長(2名)

委員(事務職員)

安全保障輸出管理室

・室長(輸出管理マネージャー)

関係部署の長

委員(教員)

・輸出管理アドバイザー

・その他委員会が必要と認めた者

《部局》

部局管理責任者(部局長)

専攻長等

輸出管理担当者

輸出管理アドバイザー

所定の担当係

申請者(教員等)

経済産業省・東北経済産業局

①基本方針・基本施策の決定

②規程の改廃

③危機発生時の対応策の最終決定

④輸出管理上の重要事項に関する決定

①輸出管理業務の統括

②規程に基づく細則等の制定及び改廃

③該非判定・取引審査の最終確認

④監査及び教育に係る基本方針の策定

⑤危機発生時の対応策の策定

【委員長・全学輸出管理責任者】

①輸出管理業務の実務上の統括

②該非判定・取引審査の本部判定

③危機発生時の総括及び情報管理

④監査及び教育の実施(総括)

【安全保障輸出管理室・室長(輸出管理マネージャー)】

①全学管理責任者の補佐

②教員等からの相談への対応

③経済産業省への問い合わせ窓口

④規程、細則等の立案

⑤監査及び教育の実施(企画・実務)

⑥危機発生時の初期対応・連絡調整

⑦法令情報及び学内外の情報収集・整理

【安全保障輸出管理委員会委員】

①該非判定・取引審査の本部判定への助言

②その他輸出管理に係る専門的助言

①部局における輸出管理業務の統括

②該非判定・取引審査の部局判定

③外国における技術・貨物の紛失・盗難時の通報

④危機発生時の報告

①外為法上の専門的助言

資料2

本部責任者等名簿(令和2年度)

責任者等	氏名	職名
最高責任者	大野 英男	総長
統括責任者	植木 俊哉	理事・副学長 (総務・財務・国際展開担当)
委員長兼 全学管理責任者	石山 和志	電気通信研究所 副所長・教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	足立 幸志	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	斎藤 芳郎	大学院薬学研究科 教授
委員兼 総務企画部長	谷口 善孝	総務企画部長
委員兼 総務企画部法務・コンプライアンス 課長兼安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー	菅原 隆	総務企画部法務・コンプライアンス課長 兼安全保障輸出管理室長

(令和3年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会委員 名簿（令和2年度）

No.	区分	氏 名	所属・役職
1	委員長	石 山 和 志	電気通信研究所 副所長・教授
2	副委員長	足 立 幸 志	工学研究科 教授
3	副委員長	斎 藤 芳 郎	薬学研究科 教授
4	委員	橋 本 久 子	理学研究科 教授
5	委員	掛 川 武	理学研究科 教授
6	委員	赤 池 孝 章	医学系研究科 教授
7	委員	鈴 木 貴	医学系研究科 教授
8	委員	齋 藤 正 寛	歯学研究科 教授
9	委員	壹 岐 伸 彦	工学研究科 教授
10	委員	宮 崎 讓	工学研究科 教授
11	委員	吉 田 和 哉	工学研究科 教授
12	委員	小 倉 振一郎	農学研究科 教授
13	委員	鏡 慎 吾	情報科学研究科 准教授
14	委員	佐 藤 修 正	生命科学研究科 准教授
15	委員	八 代 圭 司	環境科学研究科 准教授
16	委員	川 瀬 哲 明	医工学研究科 教授
17	委員	加 藤 秀 実	金属材料研究所 教授
18	委員	松 居 靖 久	加齢医学研究所 教授
19	委員	小 宮 敦 樹	流体科学研究所 教授
20	委員	山 根 久 典	多元物質科学研究所 教授
21	委員	江 川 新 一	災害科学国際研究所 教授
22	委員	後 藤 章 夫	東北アジア研究センター 助教
23	委員	末 包 文 彦	ニュートリノ科学研究センター 教授
24	委員	粕 壁 善 隆	高度教養教育・学生支援機構 教授
25	委員	津 田 健 治	学際科学フロンティア研究所 教授

26	委員	寺 川 貴 樹	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
27	委員	平 塚 洋 一	未来科学技術共同研究センター 講師
28	委員	阿 部 亨	サイバーサイエンスセンター 准教授
29	委員	熊 代 良太郎	材料科学高等研究所 特任准教授
30	委員	坪 井 明 人	東北メディカル・メガバンク機構 教授
31	委員	布 施 昇 男	東北メディカル・メガバンク機構 教授
32	委員	戸 津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教授
33	委員	羽 生 貴 弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 教授
34	委員	齋 藤 仁	副理事
35	委員	谷 口 善 孝	総務企画部長
36	委員	木 皿 卓 郎	人事企画部人事給与課長
37	委員	吉 越 忠 助	教育・学生支援部留学生課長
38	委員	安 藤 元 光	財務部資産管理課長
39	委員	乳 井 まさこ	国際交流課長
40	委員	菅 原 隆	総務企画部法務・コンプライアンス課長 兼安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー

(令和3年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会アドバイザー 名簿

No.	氏名	所属・役職	在任時職名	在任期間
1	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授	委員長 全学管理責任者	平成 22 年 3 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
2	根東 義則	大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
3	大町真一郎	大学院工学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
4	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授	委員長 全学管理責任者	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
5	倉田祥一郎	大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日
6	吉見 享祐	大学院工学研究科 教授	委員長 全学管理責任者 ※26 年度は副委員長	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日
7	赤池 孝章	大学院医学系研究科 教授	副委員長	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和元年 9 月 30 日

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿（令和2年度）

（委員を兼ねない者に限る）

No.	氏名	部局名
1	中村 哲	理学研究科 教授
2	都築 暢夫	理学研究科 教授
3	古川 徹	医学系研究科 教授
4	高瀬 圭	医学系研究科 教授
5	大和田祐二	医学系研究科 教授
6	神垣 太郎	医学系研究科 助教
7	亀井 尚	医学系研究科 教授
8	坂田 泰彦	医学系研究科 准教授
9	本間 経康	医学系研究科 教授
10	小川 和洋	工学研究科 教授
11	山本 雅哉	工学研究科 教授
12	田中 仁	工学研究科 教授
13	高橋 信	工学研究科 教授
14	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授
15	小俣 孝久	多元物質科学研究所 教授
16	辻森 樹	東北アジア研究センター 教授

（令和3年3月31日現在）

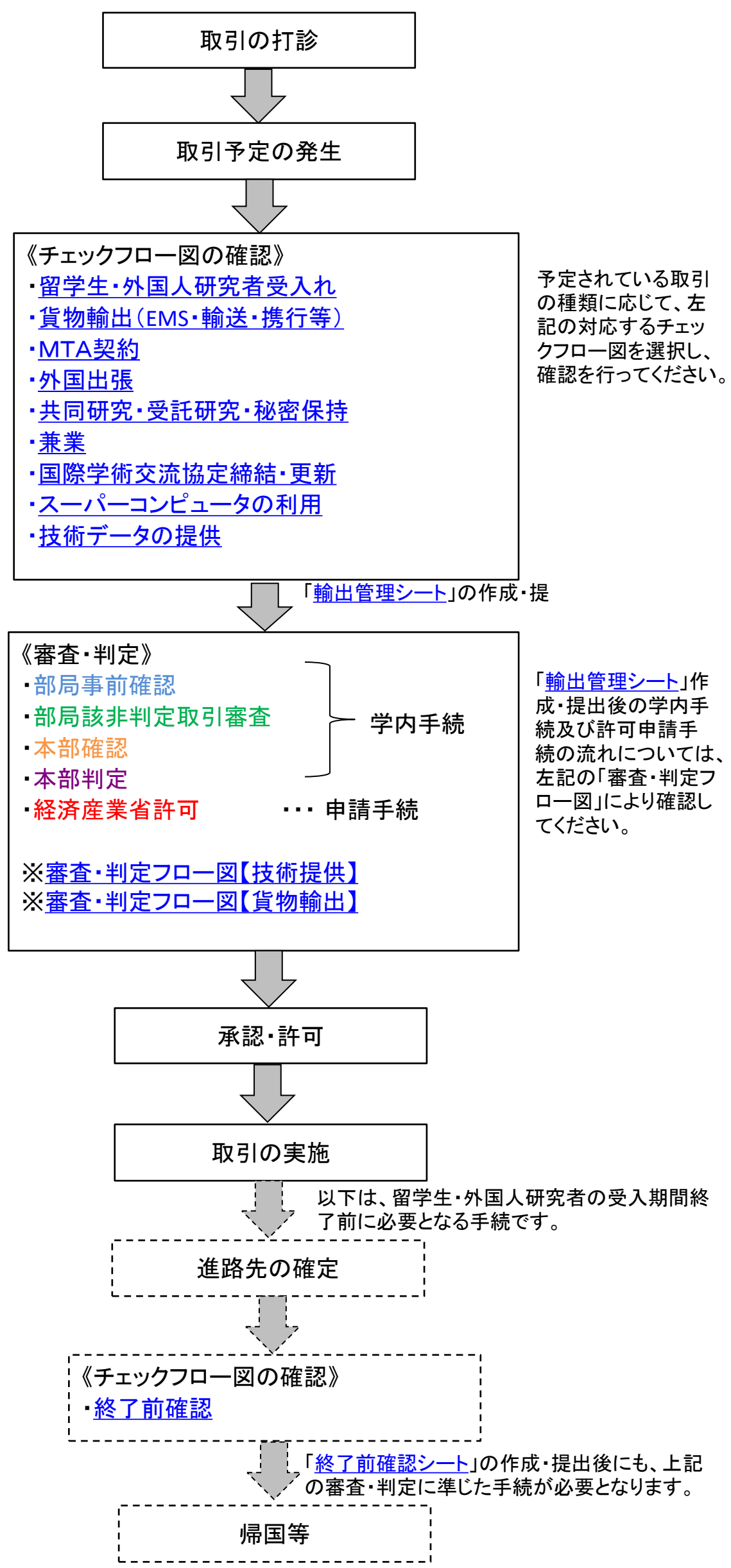
安全保障輸出管理担当者 名簿

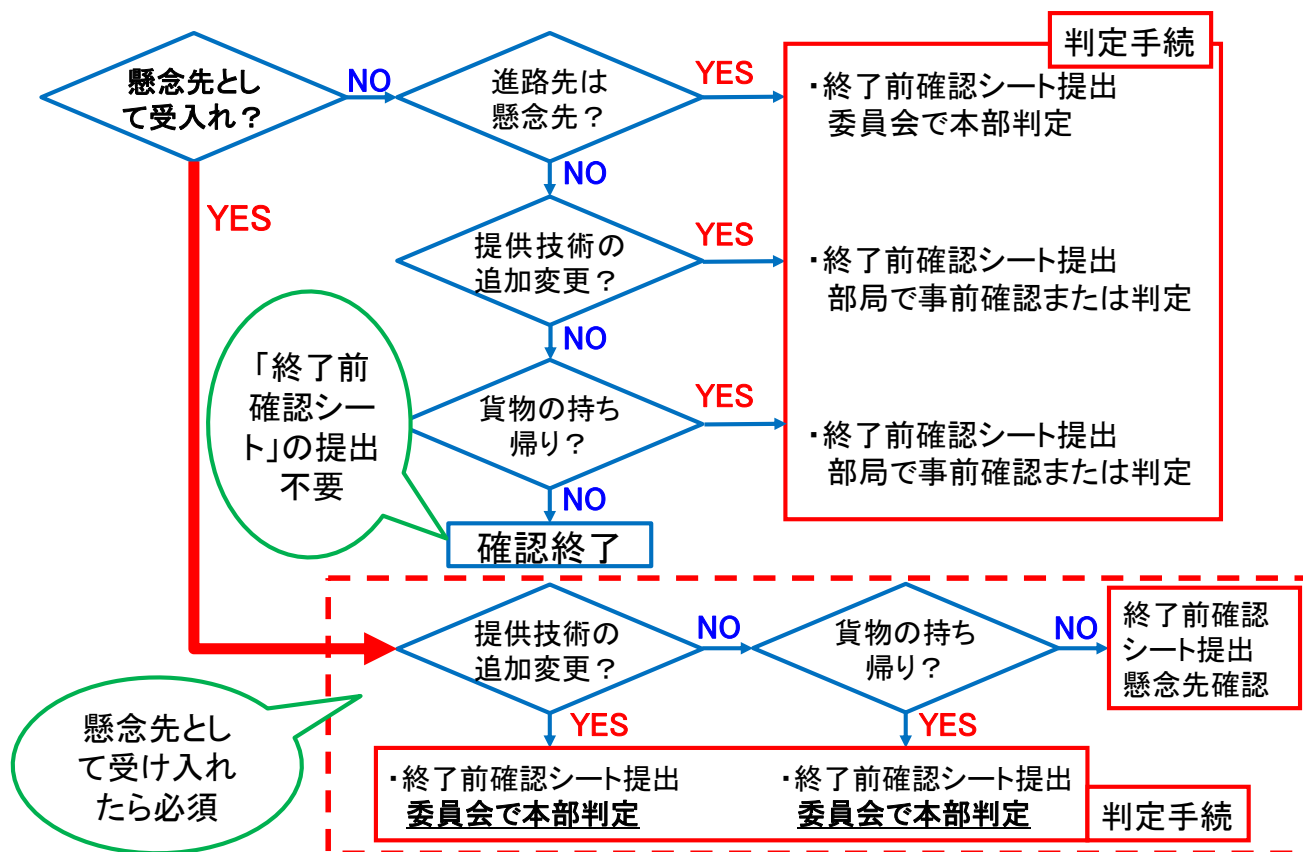
所属・役職（補助者）	担当部局名
文学部・文学研究科総務企画係長	文学研究科
教育学部・教育学研究科総務企画係長	教育学研究科
法学部・法学研究科総務企画係長	法学研究科
経済学部・経済学研究科総務企画係長	経済学研究科
理学部・理学研究科総務企画係長	理学研究科 電子光物理学研究センター ニュートリノ科学研究センター 学術資源研究公開センター（総合学術博物館・植物園） 数理科学連携研究センター
医学部・医学系研究科 総務課長 （医学部・医学系研究科総務係）	医学系研究科 動物実験センター オープンイノベーション戦略機構
歯学部・歯学研究科専門職員	歯学研究科
薬学部・薬学研究科総務係長	薬学研究科
工学部・工学研究科総務課長 （工学部・工学研究科総務課総務係）	工学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 未来科学技術共同研究センター 国際集積エレクトロニクス研究開発センター レアメタル・グリーンイノベーション 研究開発センター 原子炉廃止措置基盤研究センター 環境保全センター
農学部・農学研究科事務長 （農学部・農学研究科総務係）	農学研究科
国際文化研究科総務係長	国際文化研究科
情報科学研究科総務係長	情報科学研究科 タフ・サイバーフィジカル AI 研究センター
生命科学研究科総務係主任	生命科学研究科
金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所 先端電子顕微鏡センター

所属・役職（補助者）	担当部局名
加齢医学研究所研究推進係長	加齢医学研究所 遺伝子実験センター スマート・エイジング学術重点研究センター
流体科学研究所総務係長	流体科学研究所
電気通信研究所総務係長	電気通信研究所 ヨッタインフォマティクス研究センター 先端スピントロニクス研究開発センター スピントロニクス学術連携研究教育センター 電気通信研究機構
多元物質科学研究所研究協力係長	多元物質科学研究所 国際放射光イノベーション・スマート研究センター
災害科学国際研究所総務係長	災害科学国際研究所
東北大学病院研究推進室 研究協力係長	病院
国際文化研究科 （東北アジア研究センター担当）主任	東北アジア研究センター
教育・学生支援部学務課学務企画係長	高等教養教育・学生支援機構 データ駆動科学・AI 教育研究センター オープンオンライン教育研究開発推進センター
学際科学フロンティア研究所 事務室主任	学際フロンティア研究所
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター事務室長	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
情報部情報基盤課総務係長	サイバーサイエンスセンター
埋蔵文化財調査室	埋蔵文化財調査室
材料科学高等研究所安全衛生管理室	材料科学高等研究所 知の創出センター
東北メディカル・メガバンク機構 研究協力係長	東北メディカル・メガバンク機構 未来型医療創生センター
マイクロシステム融合研究開発センター 支援室長	マイクロシステム融合研究開発センター
イノベーション戦略推進センター 事務支援室長	イノベーション戦略推進センター
総務企画部国際企画課国際総務係長	国際連携推進機構

（令和3年3月31日現在）

《基本フロー図》





安全保障輸出管理に関する 教員全学講習会

日時 令和2年12月8日(火)10:30~11:30
講師 安全保障輸出管理委員会副委員長
工学研究科 教授 足立 幸志

© 2020 Tohoku University

1

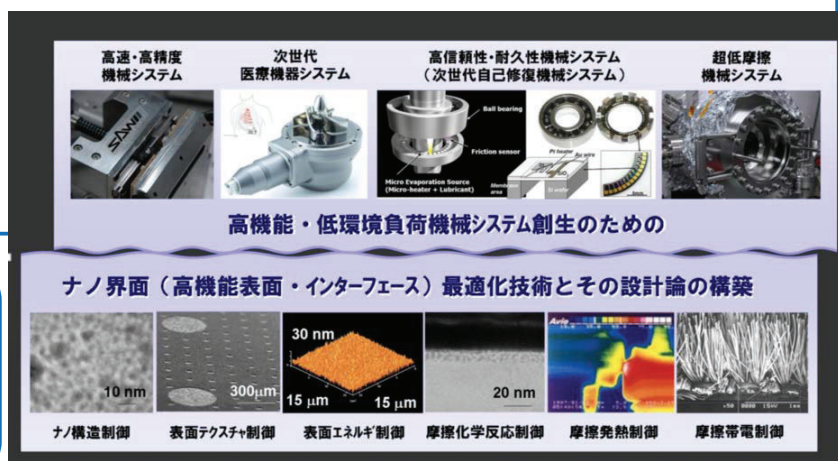


自己紹介

工学研究科 機械機能創成専攻 機能システム学講座
ナノ界面制御工学分野 教授 足立幸志

研究キーワード

- 自己治癒力を有する超低摩擦機械システムの創成
- 超低摩擦発現のための表面テクスチャ, スマートコーティング
- バイオトライボロジー
- 高機能界面創成の
視点に立脚した
機械設計



研究室所属の留学生
中国, フランスから
受入れ

- ◆ 日本における急速なグローバル化の進展を背景に、文部科学省は**大学の国際化**を進める事業を展開
- ◆ 本学では「**指定国立大学法人**」の指定を受け、世界三十傑大学を目指し、人材育成・研究力強化事業を推進

- ✓ 国際共同大学院を中心とした特色ある学位プログラムの提供
 - ・ダブルディグリープログラム等による外国人留学生の増加
- ✓ 世界トップレベル研究拠点の形成
 - ・世界水準の教育環境・人材育成の実施
 - 海外有力大学等との共同研究等の増加

アクセラ

大学の推進力となるもの

先生方の活動を制限するものではなく、自由な教育・研究環境を保証するための前提となるもの

安全保障輸出管理

ブレーキ？
ではなく..

3

1. 日本の 安全保障輸出管理規制

2. 東北大学の 安全保障輸出管理体制

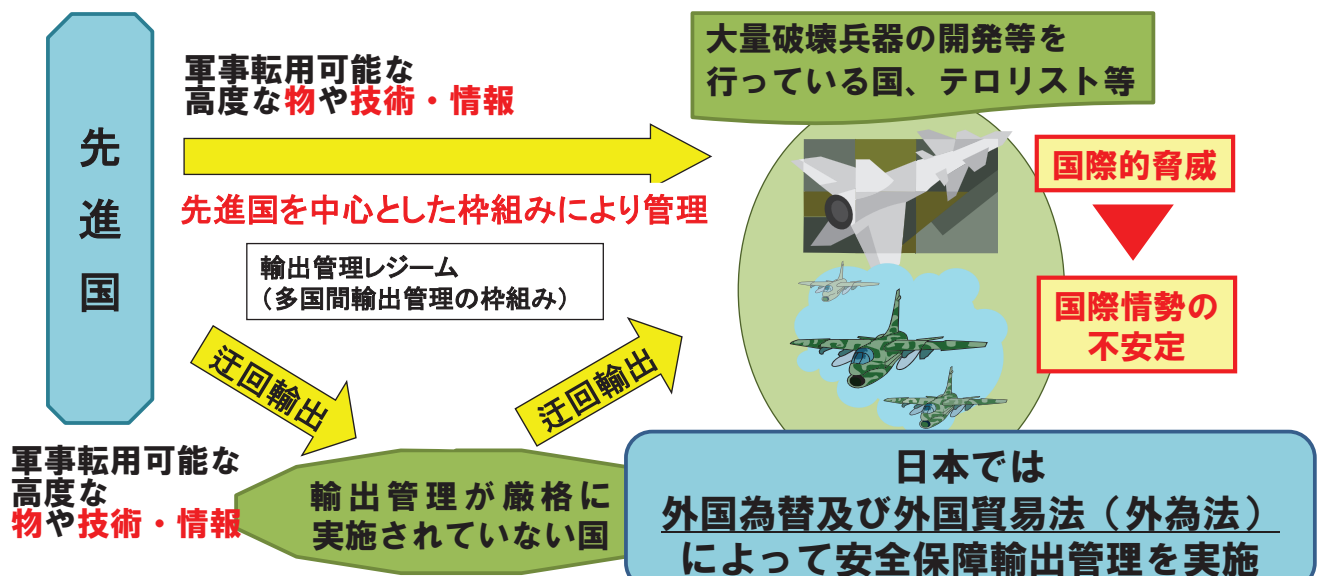
1. 日本の 安全保障輸出 管理規制

5



安全保障輸出管理とは

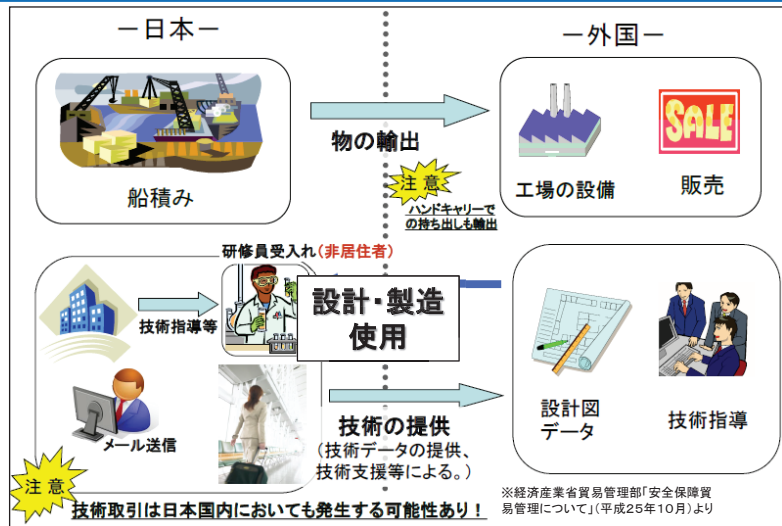
先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器の開発等を行っている国などに渡った場合、**国際的な脅威**となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、**先進国を中心とした枠組み**を作って貿易管理に取り組んでいます。



※経済産業省ホームページ掲載資料より

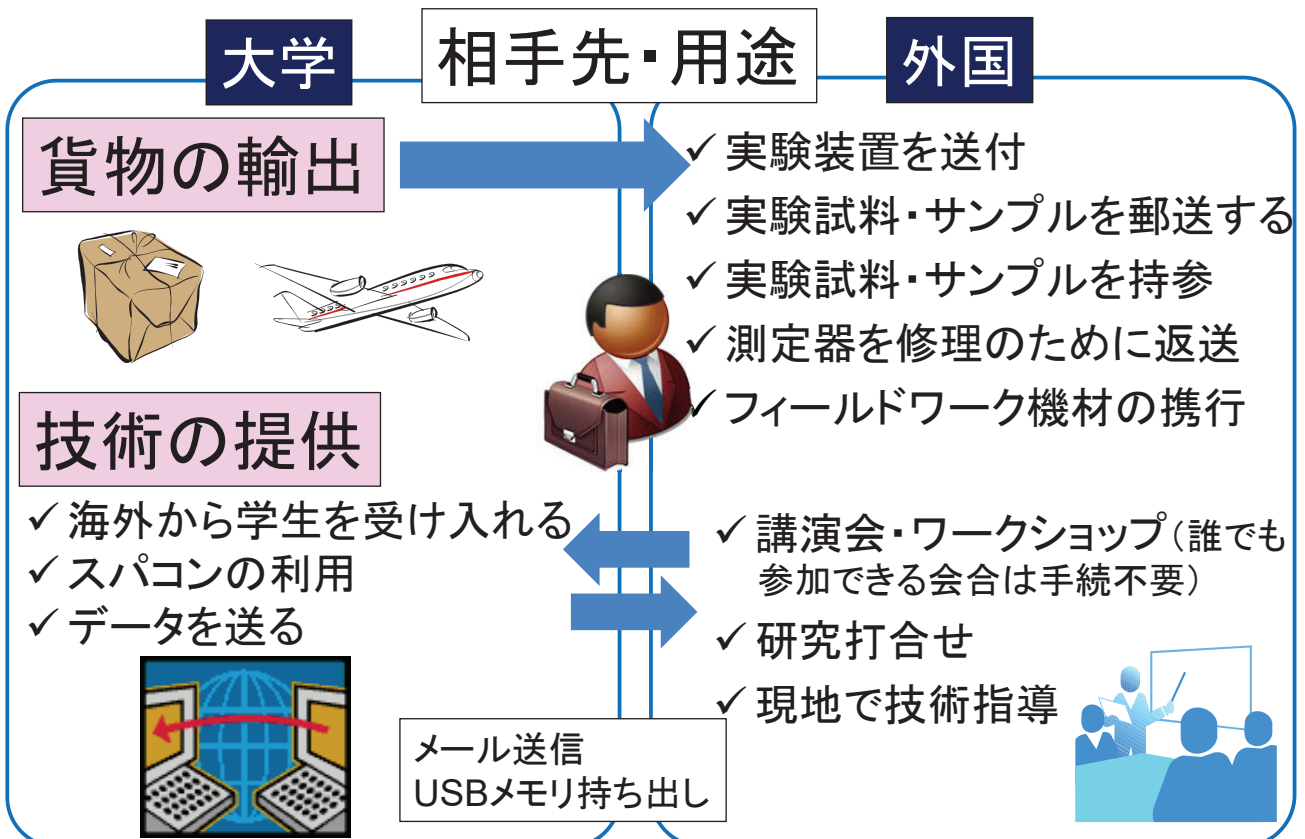
**特定の貨物を外国に輸出し、又は
特定の技術を外国若しくは非居住者に提供するに
当たり、一定の要件に該当する場合には、
事前に経済産業大臣の許可を必要とする**

企業や貿易会社、メーカーの製品開発に関する問題のように考えがちですが、
大学においても様々な場面で輸出等が発生します



7

大学で輸出管理が必要となる例



8

➤ リスト規制【すべての国・地域対象】

輸出する貨物又は提供する技術が**リスト規制に該当する場合**には、**相手先を問わず**、原則として**経済産業大臣の事前の許可が必要**となる制度

貨物や技術で判断

➤ キャッチオール規制【グループA(ホワイト国)以外対象】

輸出する貨物又は提供する技術が**リスト規制に該当しない場合**であっても、**相手先や使われ方**により、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられる**おそれがある場合**には、原則として**経済産業大臣の事前の許可が必要**となる制度

相手先や使われ方で判断

9

リスト規制

- リスト規制は、貨物や技術の仕様(スペック)が、法令で規制されているものか否かを判断(**該当判定**)します
- 規制項番は、武器、原子力等分野別に1項から15項に分類されており、各項番によって規制される品目が示されています

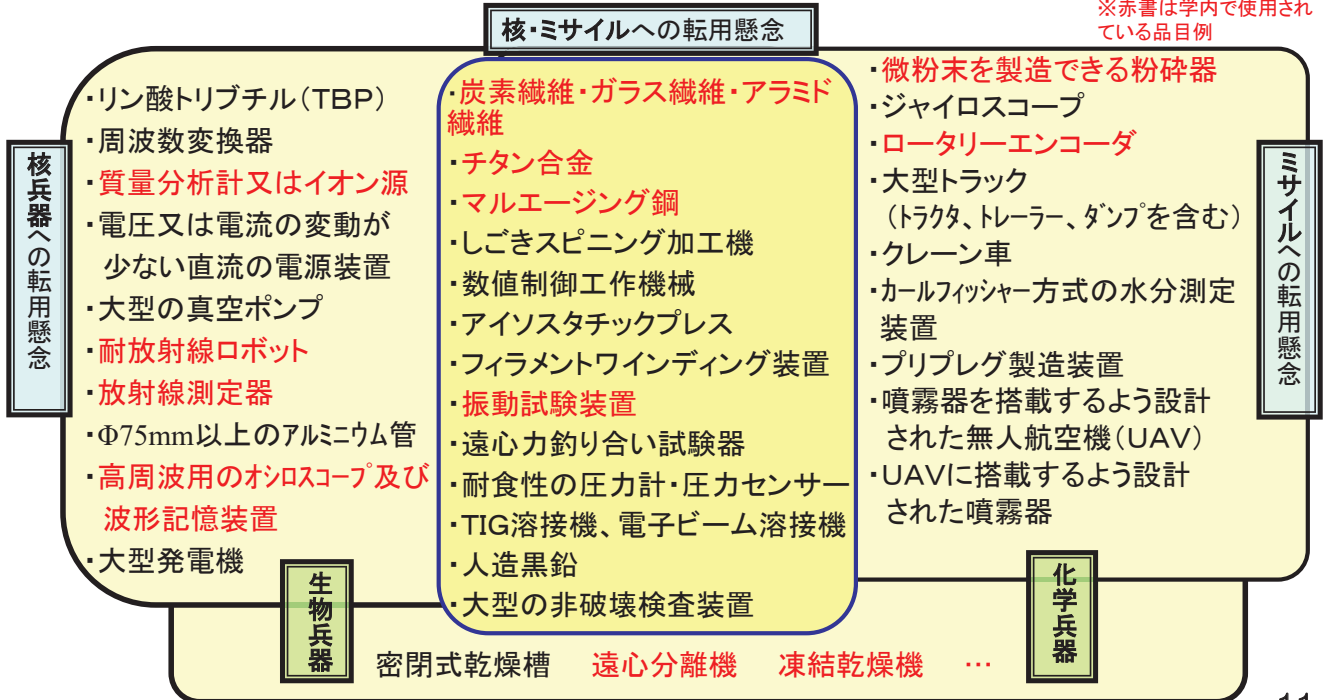
項番	輸出規制品目例(赤字は本学で使用されており過去に判定を行った貨物)
1	武器 軍用航空機、軍用人工衛星、軍用細菌製剤・化学製剤等
2	原子力 重水素・重水素化合物、ロボット等、アルミニウム合金、真空ポンプ等
3	化学兵器 軍用化学製剤の原料、化学製剤用製造機械装置等
3の2	生物兵器 軍用細菌製剤の原料、細菌製剤用製造装置等
4	ミサイル 無人航空機、ロケット誘導装置、推進薬原料、サーボ弁、ガスタービン等
5	先端材料 チタン・ニッケルなど合金粉、金属製磁性材料、セラミック複合材料等
6	材料加工 ロボット、軸受、数値制御工作機械、コーティング装置等
7	エレクトロニクス サンプリングオシロスコープ、ネットワークアナライザー、半導体基板、集積回路等
8	電子計算機 電子計算機
9	通信 伝送通信装置、通信用光ファイバー、暗号装置等
10	センサー等 光検出器・冷却器、高速度撮影可能なカメラ、レーザー発振器、レーダー等
11	航法装置 衛星航法システム 電波受信機、ジャイロスコープ
12	海洋関連 水中ロボット、潜水艇、水中回収装置、浮力材
13	推進装置 人工衛星・宇宙開発用飛しょう体、無人航空機、ガスタービンエンジン等
14	その他 粉末状の金属燃料、催涙剤・くしゃみ剤等
15	機微品目 宇宙用光検出器、潜水艇、デジタル伝送通信装置等

キャッチオール規制

➤ キャッチオール規制は、食料品や木材を除く全てを対象とし、貨物や技術が兵器の開発等に転用される恐れがないかを判断します

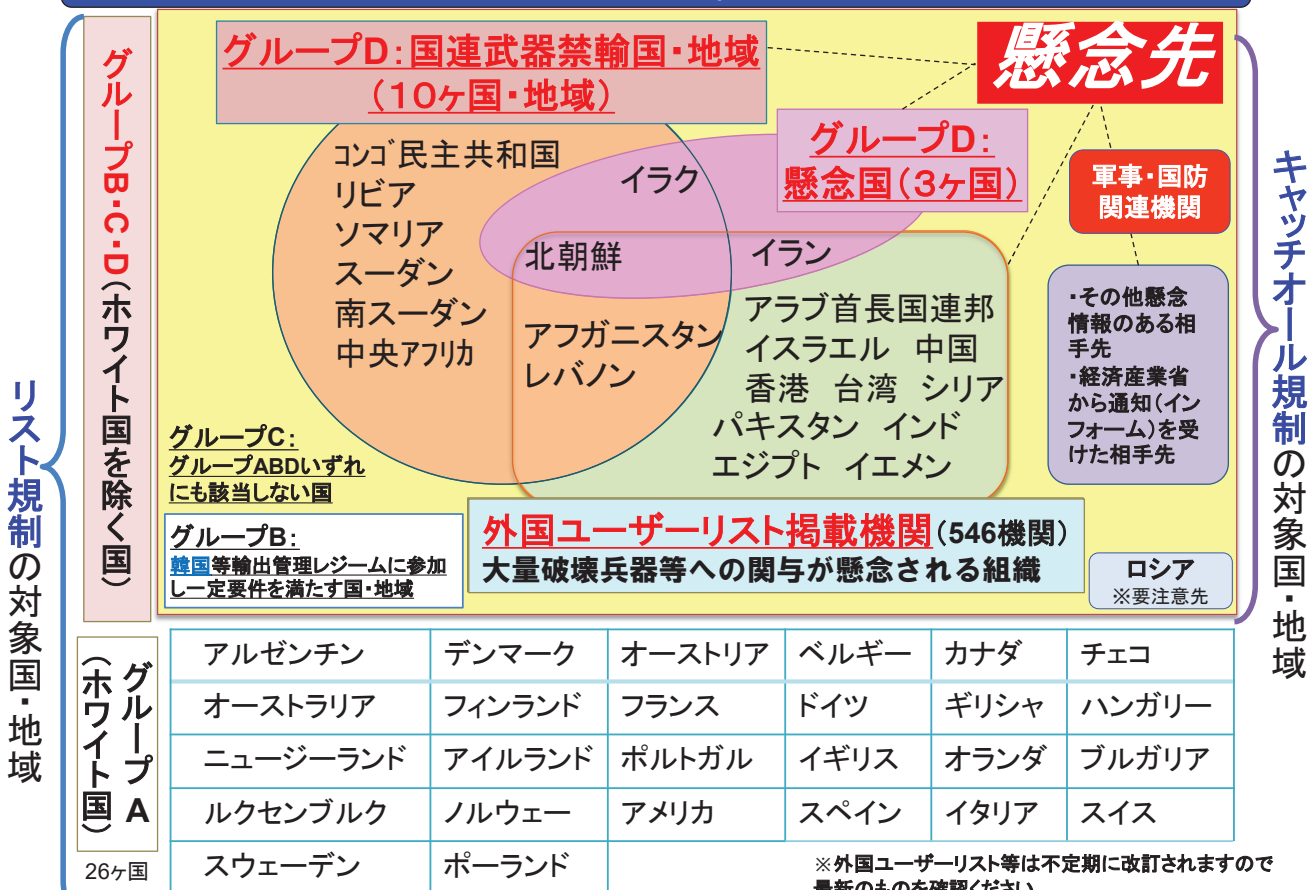
➤ 特に兵器の開発等に用いられる恐れの強いものを**懸念41品目**として指定

※赤書は学内で使用されている品目例



11

相手先の種別



経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが**明らかな場合を除き**、経済産業大臣の許可が必要となります

東北大学と大学間・部局間協定を締結している大学も一部掲載されています

慎重な審査が必要になりますが、外国ユーザーリスト掲載機関出身者という理由だけで受入不可の判断を行わないよう注意！

※外国ユーザーリストは不定期に改訂されますので最新のものを確認ください
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	- Al Qaeda - Islamic Salvation Foundation - The Base - The Group for the Preservation of the Holy Sites - The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ...	化学 C
200	イラン Islamic Republic of Iran	Shiraz University		ミサイル、核 M,N
219	イラン Islamic Republic of Iran	University of Tehran	Tehran University	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
412	中国 People's Republic of China	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	Beihang University	ミサイル M
433	中国 People's Republic of China	Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱工業大学)		ミサイル M
464	中国 People's Republic of China	University of Electronic Science and Technology of China (UESTC) (电子科技大学)		化学、ミサイル C, M
546	イエメン Republic of Yemen	Al-Swari Trading and Import Co.	- Alswari Trading & Import Co - Al-Swari Group for Rubber Manufacturing - Hashem Brothers for International Tradeing	生物、化学 ミサイル B,C,M

経済産業大臣の 許可の取得が免除される特例等1/4

規制がある一方で

技術の提供・受入れ

- **公知** (教科書に基づく講義、国際学会での発表等)
- **基礎科学分野の研究活動** (注意: 後述)
- **居住者** (日本に6か月以上滞在、日本国内の提供に限る)

...

貨物の輸出

- 少額特例
- 部分品特例 (半田付けされた電子部品等)
- 無償特例 (海外出張時のPC・携帯電話の携行)

...

この他にも外為法において、許可の取得が免除される特例等がありますが、いずれも適用は申請された「**輸出管理シート**」により判断されます

公知の技術とは・・・

◆外為法上の「公知」とは

誰でも制限なく取得できること又はできるようにすること

- ✓ 不特定多数の者に対して公開されている技術
- ✓ 不特定多数の者が入手可能な技術
- ✓ 不特定多数の者が聴講可能な技術
- ✓ ソースコードが公開されているプログラム
- ✓ 不特定多数の者が入手・閲覧可能とすることを目的とする場合



不特定多数の者が知りえない場合は適用ができない！

- × 相手先に守秘義務を課して技術を提供する場合
- × 特定少数の者にだけ技術を開示する場合

15

基礎科学分野の研究活動とは

◆ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動

◆ 製品の設計または製造を目的としない

経産省が示す自然科学分野例・・・純粋数学、天文学といった特定の分野に限定

プレスリリースやHPの研究紹介において、文末等に〇〇の実現が期待できる・・・というような表現をしている場合

一般的には、**基礎科学**(そのもの)だと思われ、特定の製品への応用を直接の目的としない場合であっても**結果として製品応用につながる可能性のあるものは、経済産業省から適用を認められない傾向がある**

製品への応用の可能性があると判断され、基礎科学の適用は難しい



※プレスリリース等の表現に制約を与えるものではありません

適用の可否は慎重に判断されます

16

居住者及び非居住者の区分

海外に居住する日本人も対象になることがあります

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある**事務所に勤務する者**
- ②我が国に**入国後6月以上経過している者**

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より

非居住者

日本人の場合

- ①**外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者**
- ②**2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者**
- ③**出国後外国に2年以上滞在している者**
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②**日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所**
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

原則、学内手続(輸出管理)は**居住性**に関わらず実施

17

外為法違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合があります (罰則の対象:教員個人、法人)

刑事罰

個人:最大 3000万円の**罰金**
法人:最大10億円の**罰金**

行政罰(行政制裁)

- ・ 3年以内の、**物の輸出・技術の提供の禁止**

その他

- ・ 経済産業省からの**警告**
 - ・ **事情聴取・立入調査**
- (その他、過去5年間の外為法違反案件を全学的に調査するよう求められます。)

・**経済的損失**
・**研究指導の中止**
・**MTA契約等の撤回**
・**社会的評価にダメージ**
・**大学のイメージの悪化**
・**信用の失墜** など

18

2. 本学の 安全保障 輸出管理体制

19



東北大学の輸出管理 目的・基本方針

◆輸出管理は法令上の義務

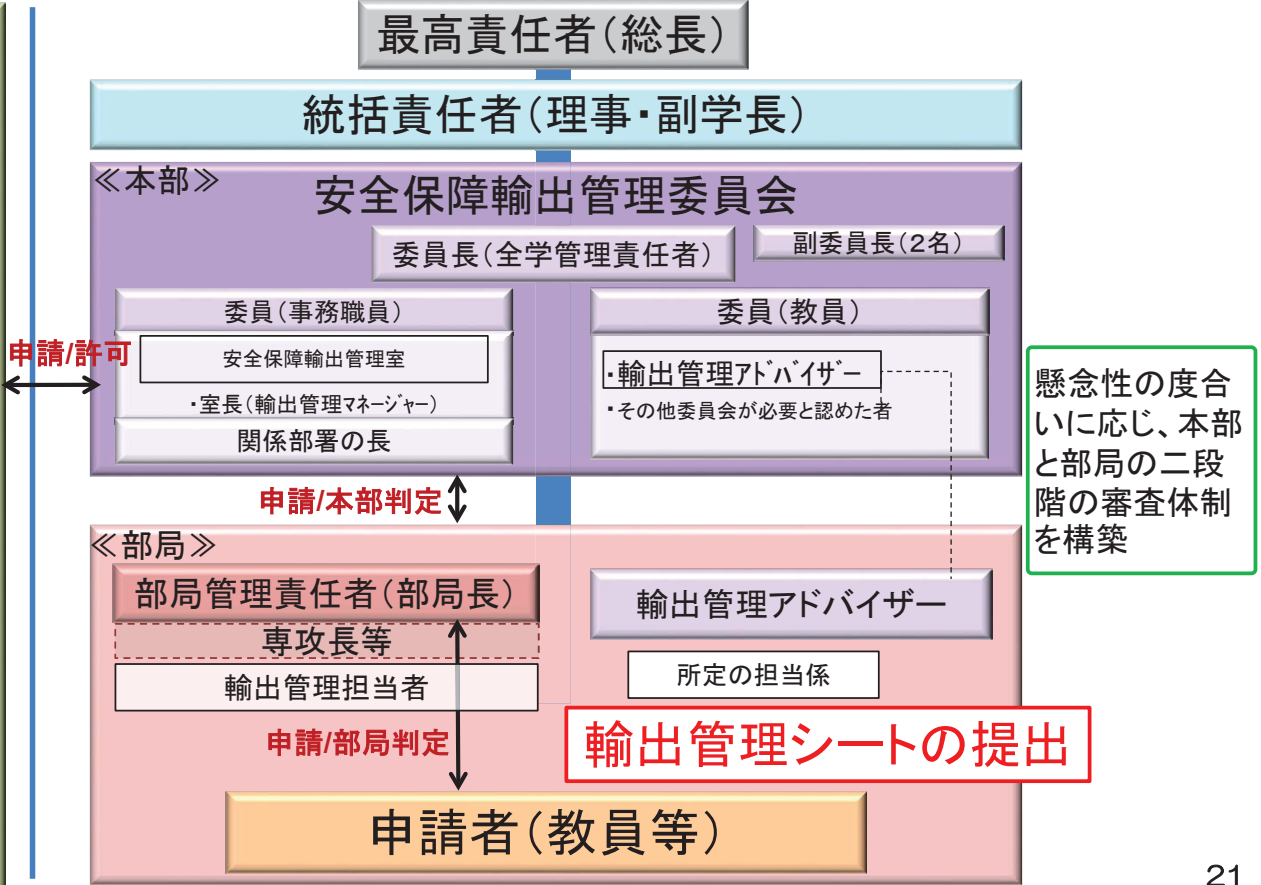
大学等においても輸出管理体制の整備・構築が義務付け（2010年4月輸出者等遵守基準施行）

本学では2010年1月に規程を制定、2010年3月に管理体制発足

- 本学の輸出管理**目的**（輸出管理規程第1条）
学術研究の健全な発展等に寄与する
- 本学の輸出管理**基本方針**（同第4条）
法令を遵守し、国際的な平和及び安全の維持を妨げる**おそれのある取引は行わない**

先生方が安心してグローバルな研究活動を行えるよう支援するための輸出管理体制を構築

20



懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
高 High-risk: 転用可能性が相対的に高い重大なケース 懸念先からの受入れ等	部局管理責任者(部局長)	安全保障輸出管理室(事前審査を実施)	安全保障輸出管理委員会, 統括責任者(理事・副学長)
中 Middle-risk: 該非判定等に慎重な判断を要するケース 貨物の輸出等	部局管理責任者(部局長)	安全保障輸出管理室	
低 Low-risk: 明らかに許可不要な軽微なケース 受入(懸念先除)	部局管理責任者(部局長)		

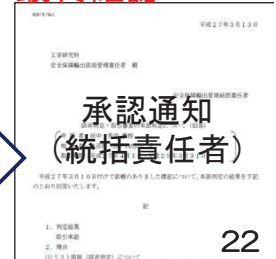
Important process

濃淡管理

二次: 事前審査

最終: 安全保障輸出管理委員会

最終確認



東北大学における輸出管理(全体像)

入口管理

中間管理

出口管理

教員等の手続き

受入打診～受入時

- ・ 予定発生(受入、貨物の輸出等)
- ・ 研究指導(技術提供)の確定

→ **チェックフロー図**の確認、**輸出管理シート**の作成・提出

【受入時】**誓約書**の取得

研究実施時

- ・ 研究の進展・進捗による研究指導(技術提供)の追加・変更
- ・ **受入期間、身分の変更**
- **輸出管理シート**の再提出

終了前～帰国時

- ・ 進路先等及び技術の再提供の確認
- ・ 貨物の持ち帰り

→ **チェックフロー図**の確認、**終了前確認シート**の作成・提出

輸出管理担当者

- ◎判定手続
- ・ リスト規制
- ・ 例外規定等の確認

- ◎再判定手続
- ・ 変更内容の再確認
- ・ 受入記録の修正等

- ◎終了前確認手続
- ・ 持ち帰る試料
- ・ データ等の内容確認

居住性に関わらず学内管理は継続的に実施

※各段階での具体的な管理については次頁以降で説明

23

入口管理／教員のファーストチェック

東北大学のトップページ「国際交流」or「研究・産学連携」のページから

安全保障輸出管理のHPにアクセス

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>



東北大学
TOHOKU UNIVERSITY

大学概要 学部・大学院・研究所 教育・学生支援 **国際交流** **研究・産学連携** 社会連携 情報公開・広報

東北大学で学びたい方へ 社会人・地域の方へ 企業の方へ 同窓生の方へ 在学生の方へ 教員の方へ

東北大学
進学説明会



東北大学における安全保障輸出管理

MENU

- HOME
- ご挨拶
- 組織体制
- 規程
- スーパーコンピュータ
- 活動報告書
- 関連リンク

MENU (学内専用)

- 学内手続のフロー**

各種ツール

輸出管理シート※ | 終了前確認シート※ | 同一貨物の再輸出※ | 調査票※ | **学内手続のフロー※**

TOP

新着情報

2017.8.18

平成28年度の本

た。詳しくは、

2017.8.9 外

【チェックフロー図の確認】

- ・ 留学生・外国人研究者受入、受入終了前
- ・ 貨物輸出(EMS・郵送・携行等)
- ・ MTA契約、共同研究等の契約
- ・ 外国出張
- ・ 兼業
- ・ 国際学術交流協定締結・更新
- ・ スーパーコンピュータの利用
- ・ 技術データの提供

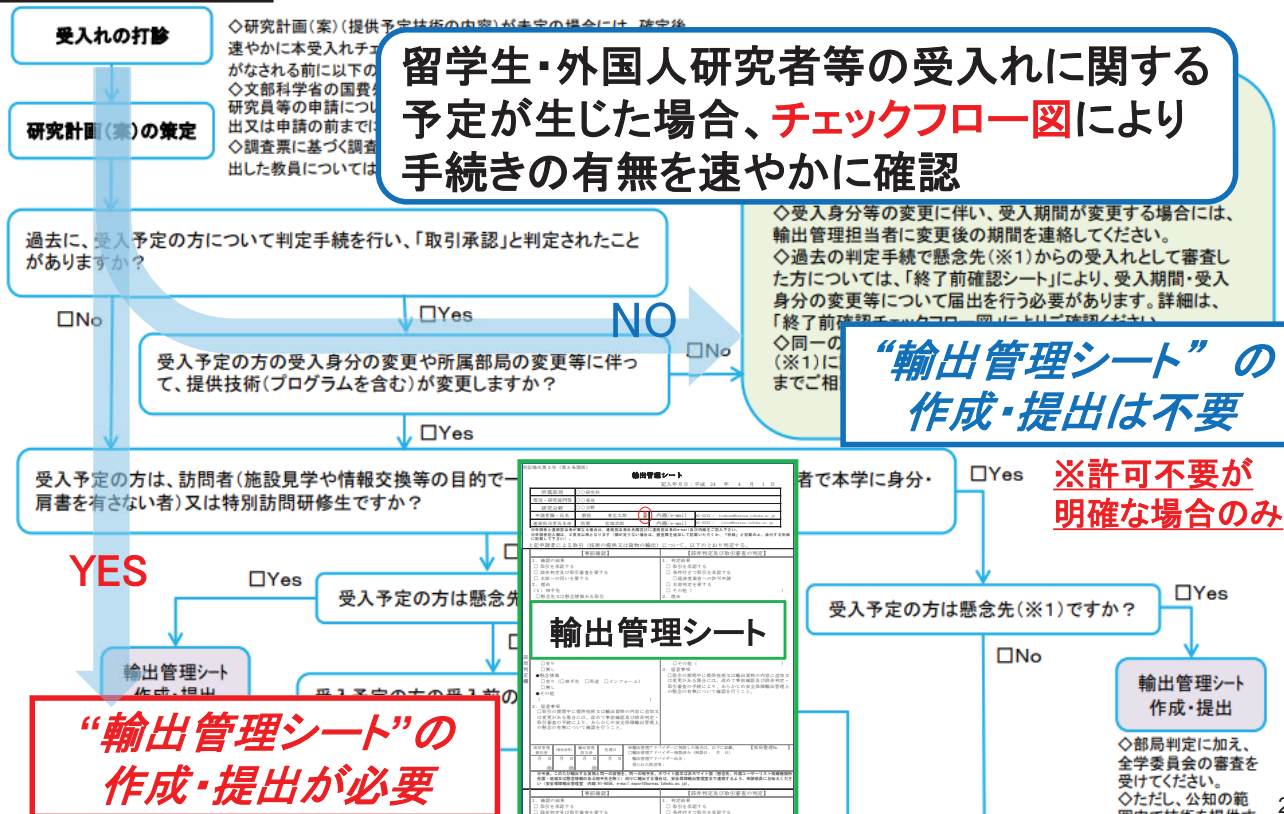
チェックフロー図のほか、各種通知や誓約書等もこちらのページからダウンロードできます

24

入口管理／チェックフロー図の確認

ここからStart

留学生・外国人研究者受入れチェックフロー図



入口管理／輸出管理シートの作成・提出

輸出管理シートに記入する内容

・受入

- ✓ 提供技術の内容
- ✓ 受入期間
- ✓ 相手先の情報(CV)
- ✓ 目的・用途 等

※直近以外にも過去の経歴に
懸念先への所属がないか注意
が必要です ※上記の件

※上記の他、共同研究等を伴う技術提供も同様に確認
※記入例は資料3、4を参照

・貨物

- ✓ 貨物の形状、組成等
- ✓ 提供先の状況
- ✓ 目的・用途
- ✓ 輸出予定日 等

※輸出予定日については、余裕をもって輸出管理シートを提出ください

担当事務にシステム上で提出

部局または安全保障輸出管理委員会

リスト規制及びキャッチオール規制に該当していないか、例外規定等の適用が可能か否か 等について確認、審査

⇒承認後、受入や貨物の輸出が可能

※輸出管理シートの作成は、申請システムから行います



入口管理／輸出管理シート申請システム

・ 輸出管理シートの作成や内容確認はシステム上で行います (2020.1から)

◆ ログイン方法

・教職員グループウェアにログイン→「業務システム」から「13. 安全保障輸出管理シート申請」を選択
または
・安全保障輸出管理HPから「申請システム」を選択

・「輸出管理シート申請システム【入力選択】」画面から申請
・入力方法等、詳細は輸出管理HPに掲載している「申請システム操作マニュアル」をご確認ください

27



入口管理／輸出管理シート(該非判定1/3)

該非判定のツール・手順



東北大学における安

東北大学のトップページ→
「国際交流」or「研究・産学連携」→
安全保障輸出管理室のHPにアクセス
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

マトリクス表を利用して該非判定の参考に

検索ワード
「集積回路」を入力

※キーワード検索について
1. 上記URLからExcelファイルを開き、「ホーム」から「検索と選択」→「検索」をクリック(または、[Ctrl]+[F]キーを押す)。
2. 左記の画面になります(「検索場所」以下が表示されない場合、「オプション」ボタンを押して表示させて下さい)。
検索する文字列にキーワードとなる文字列を入力してください。
検索場所は「ブック」を選択してください。
3. 入力が終わったら、「次を検索」ボタンを押して検索をしてください。

➤ 取得対象者

留学生、外国人研究者

(正規・非正規問わず ただし文系(非実験系)は除く)

➤ 誓約内容

指導(受入)教員との相談のうえ、必要に応じて
技術の国外持ち出し、貨物の輸出について
外為法等に従い所定の手続を行うことを誓約

別記様式第7号(第8条関係) 留学生(正規学生)用(留学生課関係)

(Appendix Form No.7 (Re. Article 8))

誓約書

学籍番号 _____
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
(Year Month Day)

誓約書
(PLEDGE)

東北大学総長 殿
(To President)

学部・研究科・教育院 _____

氏名 _____
(PRINT NAME)

署名 _____
(Signature)

私は、貴学の正規課程に在籍する期間中に、次のいずれかに該当する場合には、指導教員に相談するとともに、必要な場合には関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約いたします。
(While enrolled in the Curriculum for Regular Students of Tohoku University, I, the undersigned, hereby pledge to consult with my academic advisor (i.e., the professor accepting me as a student or researcher), and if deemed necessary to implement the procedures prescribed by the relevant laws, in any of the cases set out below.)

- ✓ 研究上の技術情報を在学(在職)中又は修了(退職)後に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合

研究で知り得た技術の国外持ち出し

- ✓ 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学(在職)中又は修了(退職)後に外国に輸出しようとする場合

研究の結果得られた貨物の輸出

31

◆受入れ時に承認された場合でも
修士課程＞博士課程＞PDなどで**研究テーマ・提供技術が変わる場合**は再確認・再判定を実施

- 提供技術の内容に**追加・変更が生じた場合**
- 受入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が**新たに外国ユーザーリストに掲載**された場合、国籍のある国が**新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定**された場合

再確認・再判定手続

32

◆終了前確認シートによる出口管理

- 受入教員は、原則終了予定日の1ヶ月前までに、チェックフロー図により在籍期間中の取引状況及び帰国等に伴う取引予定を確認
- 終了前確認シートの提出が必要になった場合は、留学生等の進路先や就職先、貨物及び技術の持ち出し等についてシートを作成・提出
- 懸念先に進学・就職する場合で、提供技術に追加・変更があったことが終了時点で明らかとなったときは、事後的に再判定を実施し、受入に関する提供内容を確認（原則、技術の追加変更については、変更前に手続きを！）

シートやチェックフロー図はHPから確認

※持ち出そうとする技術情報（資料、データ）や貨物（試料、機器）がリスト規制に該当する場合、持ち出し前に経産省への許可申請及び許可が必要になります

33

➤事例その1(受入)

➤手続の漏れ

事後対応

- ・輸出管理手続を実施しないまま本学の大学院を修了したC国の元留学生が、軍事機関出身者であり、帰国後、同機関に戻り、軍事開発に関与している可能性がある旨、経済産業省等から情報提供があった。
- ✓受入期間中の指導内容について、経産省から説明要請があり、提供技術の確認のほか、研究室における機器の保有状況について報告を求められた
- ✓今後の交流についても注意喚起を受けた

外国ユーザーリスト掲載機関だけではなく、所属機関名（過去経歴含）に「軍(Military)」、「国防(Defense)」等の名称を冠する場合慎重な審査が必要になります

➤事例その2(貨物)

➤輸出遅延

・客員研究員として受入れた外国人研究者から、自らが合成した化合物等を母国に持ち帰りたい旨、本人の帰国直前に指導教員が相談を受けた。

化合物はいずれも少量であったため、**輸出管理シートを提出せずに持ち帰らせようとした**が、事務担当者からの助言もあり、輸出管理シートを提出、該非判定を行ったところ、**リスト規制該当品が含まれていた**。

✓ リスト規制該当品のため、経済産業大臣の許可を受ける必要があり、帰国時に持ち帰ることはできず、後日許可後に指導教員が郵送することとなった。

少量・少額の貨物であっても学内手続きは必要です。

持ち帰り貨物がリスト規制に該当する場合は、手続きに時間を要しますので、早めに確認を行ってください。

外国人研究者自身が日本に持ち込んだ機器についても、帰国の際は、輸出管理シートにより該非を確認してください。

35

各種事業における留意事項①

✓ JSPS外国人研究者招へい事業等

JSPS諸事業では、**研究者が現在の身分を保持して来日**することも多く、懸念先出身者については、提供技術はもとより、所属先での研究内容やその関係性についても確認が必要

※過去の経歴に懸念先がある場合は学内審査が必要です！

✓ 科学研究費補助金

・「国際共同研究加速基金」等

公募要領に留意事項の一つとして「安全保障貿易管理について」の記載

科研費による課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用される恐れのある研究成果等が、懸念活動を行うおそれのあるものに渡らないよう、組織的対応が求められています

いずれも内諾時や申請時の初期対応が重要です

36

海外からの共同研究の打診…
試料提供の依頼・MTAの打診…
留学生・外国人研究者の受入れ・帰国…

**予定が生じたら輸出管理の確認手続を
事前に速やかに実施していただくよう
お願いします！**

お問い合わせ先：本部事務機構総務企画部
法務・コンプライアンス課 **安全保障輸出管理室**
TEL:217-5920 内線のみ:91-6058
FAX:217-6069
E-mail:export@grp.tohoku.ac.jp

おわりに

東北大学における安全保障輸出管理業務の取りまとめとして、安全保障輸出管理委員会の 2020 年度活動報告書をお届けいたします。この委員会は、東北大学全構成員の皆さまならびに総務企画部法務・コンプライアンス課安全保障輸出管理室職員の皆さまの献身的な努力に支えられて活動してまいりました。この 1 年間、大きな問題が発生することなく適切な管理が行われましたことを改めてご報告申し上げますとともに、深く感謝申し上げます。

2020 年の新年早々飛び込んできたコロナウイルスの感染は見る見るうちに拡大し、4 月には東北大学の BCP レベルが 4 にまで上昇して我々も在宅勤務となりました。それとともに国際的な人の流れも停止し、留学生の来日も次々に延期や取りやめになりました。その一方で米中対立の余波と思われる中国人留学生の増加も認められました。様々な要因により安全保障輸出管理が影響を受けることが改めて示されています。正確な情報をもとに安全保障の本来の役割を明確にしながら、明確な指針を委員会として示してまいります。

東北大学は全国の大学の中でいち早く安全保障輸出管理体制が整備され、現在は国内トップクラスの管理体制が構築・維持されています。特に、安全保障輸出管理に関する申請の煩雑さを廃した Web 申請システムと、これまでの詳細なアップデートによりほぼ完成版に近づいた安全保障輸出管理の手順に関するフローチャートは、東北大学が誇るべき財産であり、これにより安全保障輸出管理に関する申請に係る労力を減ずるとともにミスのない管理が可能となっています。引き続きご活用いただくとともに、改善提案がございましたらぜひお寄せください。

コロナによる在宅勤務経験を踏まえ、東北大学では海外の研究者を日本に招聘することなく東北大学の業務を委託することができるようになりました。将来は東北大学の研究者が日本にいながらにして海外の機関にも勤務できることになるでしょう。このような状況変化に伴う新しい形の国際共同研究にも対応した安全保障輸出管理のありかたも整えていく必要があります。皆様のご協力を頂きたいお願い申し上げます。

毎年申し上げていることですが、東北大学が世界の東北大学であり続けるために、そして世界のリーダーとして研究者コミュニティを牽引し続けるために必要な国際連携の中で、安全保障というルールを逸脱しないために安全保障輸出管理の重要性はますます大きくなってまいります。東北大学全構成員の皆さまのこれまでのご協力に深く感謝いたしますとともに、引き続きご協力を賜りますよう、改めて深くお願い申し上げます。

安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長

国立大学法人東北大学電気通信研究所 副所長・教授 石山 和志